

IASBとFASB コンバージェンス戦略 を変更

ハイライト

- その他の包括利益の表示に関する改善公開草案 (IASB)
- 従業員給付基準改訂の公開草案 (IASB)
- 金融負債のFVO測定の公開草案 (IASB)
- 金融商品の会計基準の公開草案 (FASB)
- IFRSプロジェクト事例紹介
 - IFRSプロジェクトの進め方
- コラム
 - 企業財務委員会中間報告書を公表
 - 金融庁 IFRSに関する誤解を公表
 - IFRSのコンバージェンスと導入の協議 (IASB/ASBJ)
 - IFRSs 2010年の年次改善
 - IFRSの任意適用第1号の事例

IASB/FASB: 6月2日発表の共同声明の骨子

- 2011年6月完了目標のMOU (Memorandum on Understanding) 項目の一部の完了時期を2011年下半期に延長
- 多くの重要な公開草案の公表(2010年第2四半期)に対して高品質の意見を提供できるかについての関係者の懸念に対処
- SECは、今回の公表が、SECのWork Planに影響を与えない旨の声明を発表
- 近日中にIASB/FASBは、コンバージェンス達成のための作業計画の改訂を反映したprogress reportを発行

改訂予定の戦略

- MOU (Memorandum on Understanding) 項目のうち、重要なものについて優先付けを実施予定
- 会計基準の品質にとって重要なデュープロセスに、関係者が効果的に参加するために、公開草案の公表とアウトリーチ活動(公開円卓会議など)を調整
- 重要または複雑な公開草案の四半期ごとの公表の数を4つに制限
- 発行日及び経過措置について、関係者の意見を求める協議文書を別途発行

What's New

発行日	発行主体	発行物
4/19	経済産業省	企業財務委員会中間報告書の公表【ページ 8】
4/19	IASB / IASCF	IASB Work Planを更新
4/19-23	IASB	会議: ボードミーティング April 2010
4/23	金融庁	「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」を公表【ページ 8】
4/27	東証	「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等について」を公表
4/27-28	IASB / ASBJ	IASBとASBJが第11回定期協議開催【ページ 8】
4/29	IASB / IASCF	IFRSの開発に投資家の参加を促すプログラムを公表
4/29	IASB / ASBJ	公開草案: IAS19 従業員給付の改訂版を公表【ページ 2、3】
5/5	IASB / IASCF	IASB Work Planを更新
5/6	IASB / IASCF	IFRSs 年次改善2008-2010を公表【ページ 8】
5/6-7	IFRIC	会議: IFRIC meeting
5/11	IASB / IASCF	公開草案: 金融負債のFVO修正案を含む公開草案を公表【ページ 4】
5/13	東証	IFRSの任意適用第1号の会社の決算発表【ページ 8】
5/17-21	IASB	会議: ボードミーティング May 2010
5/26	FASB	公開草案: 金融商品の会計基準を公表【ページ 5】
5/26	FASB	公開草案: その他の包括利益計算書を公表
5/27	IASB / IASCF	公開草案: その他の包括利益の表示に関する改善を公表【ページ 1】
6/2	IASB / FASB	コンバージェンスに関する共同声明発表【表紙】
6/15-17	IASB	会議: ボードミーティング June 2010

IASB その他の包括利益の 表示に関する改善 公開草案を公表

2010年5月27日、IASBはその他の包括利益の各項目の表示方法を改善することを要求する公開草案を公表しました。これは、「財務諸表の表示」に関するプロジェクトのフェーズB(2010年4月発行10 Minutes Vol. 6で解説)の一環で、財務諸表の表示全般に関する基準であるIAS1の改訂と平行して進められています。

IASBは、当該公開草案において、その他の包括利益に当初計上された各項目が、その後の会計期間において最終的に純損益に振替えられる(リサイクリング)か否かにより、その他の包括利益を分類し表示することを提案しています(一方で、5月26日にFASBから公表された米国会計基準の公開草案ではリサイクリングの有無による表示の区分は提案されていません。)

公開草案に対するコメントは、2010年9月30日まで受け付けられています。

財務諸表の様式と名称の変更

- 現在のIAS 1の基準では、損益計算書と包括利益計算書の作成様式として、以下の選択が認められています。
 - ①単一の包括利益計算書を作成する(一計算書方式)
 - ②損益の構成要素を示す独立した損益計算書と、損益から開始してその他の包括利益の構成要素を示す2番目の計算書としての包括利益計算書を作成する(二計算書方式)
- 公開草案では、一計算書方式のみが認められています。
- 財務諸表の名称は、「損益及びその他の包括利益計算書」とするがこの名称の使用は強制ではありません。
- その他の包括利益については、リサイクリングする項目としない項目の区分表示が提案され、税込で各項目を表示する場合は、その他の包括利益に関連する税金費用の影響も双方に区分して表示します。
- 今回の改訂は、当期純損益の概念自体を削除するものではなく、1株当たり利益については、従来同様、当期純利益を基礎として算定されます。

従来の財務諸表

損益計算書

包括利益計算書

提案されている財務諸表

損益及びその他の包括利益計算書

損益計算

その他の包括利益計算

リサイクリングなし

リサイクリングあり

その他の包括利益の区分

- その他の包括利益に計上される項目は、金融商品や退職後給付等に関するIFRSの改訂、今後の金融商品に関するさらなる基準の改訂に伴って継続的に増加しています。
- したがって、将来リサイクリングされる項目を区分することは、財務諸表利用者が当期損益への潜在的な影響を予測できる点で有用な情報になると考えられます。
- 公開草案では、リサイクリングの有無による区分について以下のような例が示されています。
 - リサイクリングなし
 - 戦略投資による持分証券の価額の変動に関連して発生
 - 固定資産の再評価に関連して発生
 - 退職後給付計算に関連して発生
 - リサイクリングあり
 - 為替換算調整勘定の変動に関連して発生
 - キャッシュフローヘッジに関連して発生
 - 関連会社のその他の包括利益の持分相当額に関連して発生

IASB公開草案 IAS19 従業員給付 の改訂

2010年4月29日、IASBはIAS19「従業員給付」改訂の公開草案を公表しました。この公開草案は、2008年3月に公表されたディスカッションペーパーの論点のうち確定給付制度に関する項目を取り扱っており、認識と測定に関する基準を大幅に変更し、開示要件を拡大する内容になっています。

遅延認識の排除

現行のIAS19では、確定給付制度の会計処理は、以下の遅延認識の技法を選択することにより、退職給付債務および制度資産の価値の変動の認識を繰延べることが可能となっています。

- 回廊アプローチ
- その他の規則的な遅延認識
- 遅延認識のアプローチを選択すると、事業主の貸借対照表において退職給付債務から制度資産を控除した金額が負債（又は資産）として計上されないため、退職給付制度の積立状況が正しく表示されません。
- 改訂案では、遅延認識を廃止して退職給付債務と制度資産の価値のいかなる変動も、貸借対照表に即時認識することを求めています。これは、現行の米国会計基準(ASC715-20)と同様の取り扱いとなっています。
- IASBは数理計算上の差異等の即時認識について、その利得および損失をこれらが発生した期間の純損益で認識するのではなく、その他の包括利益(OCI)の中の再測定費用と呼ばれる項目及び剰余金(R/E)へ直接計上することを提案しています。
- 再測定費用は、その他の包括利益で認識された後、純損益にリサイクリングされることはなく、現行の米国会計基準や日本の退職給付会計基準の改訂案と相違しています。
- IASBは過去勤務費用の遅延認識の排除についても提案しています。現行基準では、従業員の権利が確定するまでの期間で繰延認識されていましたが、制度変更の適用日に即時認識することが提案されています。

表示

IASBは包括利益計算書で、退職給付費用を勤務費用、財務費用、再測定費用に分けて表示することを提案しています。

IASBにおける包括利益計算書の例示

包括利益計算書における表示	年金および従業員給付費用
収益	
費用	勤務費用 過去勤務費用 制度縮小による利益／損失
営業利益	
財務費用	純利息費用
税引前利益	
法人所得税	
継続事業による収益	
非継続事業(税引き後)	非継続事業による勤務費用
純利益	
その他の包括利益: 年金・その他の退職後給付(OEBP)再測定	数理計算上の差異 制度資産の運用収益 制度清算損益 アセットシーリングの調整
包括利益	

IASB公開草案 IAS19 従業員給付 の改訂(続き)

表示(続き)

(勤務費用)

- 当期勤務費用および過去勤務費用は雇用と直接関係しているため、包括利益計算書の営業損益のカテゴリにある勤務費用に含めるべきであると提案されています。
- 制度の縮小における債務の変動についても営業損益のカテゴリで表示するように求めています。これは、制度の縮小により現行の従業員が稼得する給付額が削減されるためです。

(財務費用)

- 公開草案では確定給付資産又は負債の純額に、割引率を乗ずることにより、利息費用(収益)純額を算定し財務費用とすることを提案しています。
- 現行基準では、制度資産にかかる期待運用収益の計算は、長期期待運用収益率を使用しますが、これが割引率に置き換わることとなります。

(再測定費用)

- 公開草案では、制度資産の割引率で算定した期待運用収益と実際運用収益の差異を数理計算上の差異の一つとして再測定項目、すなわちその他の包括利益に税引後の金額で認識することを提案しています。
- 制度の清算から生じる利得および損失、アセットシーリングから生じる調整額も再測定費用(その他の包括利益)に含めることが提案されています。

IAS19の今後の動向

IASBIは、2010年9月6日までIAS19の改訂案に関するコメントを受け付けています。最終的な改訂基準は2011年中旬に公表され、2013年1月1日より適用される見込みです。

日本の退職給付会計の今後の動向

- ASBJは、2010年3月18日付けで「退職給付に関する会計基準(案)」及び「退職給付に関する会計基準適応指針(案)」を公表しました。2011年4月1日以降開始する事業年度末の財務諸表から適用されます。
- 以下は日本の退職給付に関する会計基準の改訂後、なおIFRSとの差異が残る部分です。今後、日本の会計基準は、IAS19の改訂を受けてさらなる改訂が予定されています。

重要性の基準

- 日本基準の改訂案では、「割引率等の計算基礎に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができる」という重要性の基準が維持されています。

数理計算上の差損益の償却

- 日本基準の改訂案では、数理計算上の差損益について、その他の包括利益から純利益へリサイクルする方法が提案されています。

退職給付見込額の期間帰属

- 日本基準の改訂案では、退職給付見込み額のうち、期末までに発生したと認められる額を次のいずれかの方法を選択適用して計算することを提案しています。
 - 期間定額基準
 - 給付算定式に従う方法(IAS19の原則法)

IASB 金融負債の公正価値 オプションの公開草案

2010年5月11日、IASBは金融負債に対する公正価値オプション(Fair Value Option, “FVO”)の修正案を含む公開草案を公表しました。この公開草案では、金融負債に関する現行のIAS39の基準には、概ね大きな問題はないとされ、公正価値で測定される負債の「信用リスク」による影響に関する規定以外に改訂をしないことが提案されています。

当該草案では、企業が、負債の価値の変動を純損益を通じて公正価値で測定する(Fair Value Through Profit and Loss, “FVTPL”)ことを指定した場合に、「自己の信用リスク」に起因する価値の変動を、当期損益に影響させないことが提案されています。これは、負債の「自己の信用リスク」の変化による価値の変動を損益を通じて認識することにより、企業の負債の信用格付けが格下げされた場合に利益が認識され、負債の信用リスクが改善した場合に損失が認識されるという複雑な事象を回避することを意図しています。

当該提案は、純損益を通じて公正価値での測定を指定している金融負債を保有する企業(主として金融機関等)に影響を与えられと考えられます。

新しい測定のガイダンス

- 金融負債の会計処理の一般的な要件の変更はなく、以下の2つの金融負債の測定分類は維持されます。
 - 純損益を通じて公正価値で測定(FVTPL)
 - 償却原価
- 主契約と密接に関連していない金融負債に組み込まれたデリバティブの区分は引き続き求められます。
- 区分された組込デリバティブは公正価値で測定され、残りの主契約の金融負債は、償却原価で測定されます。
- デリバティブ(組込デリバティブを含む)や、売買目的のポートフォリオ目的で保有している自己負債については、引き続き全ての公正価値の変動を純損益で認識します。

- FVTPL指定の金融負債は、以下の2ステップで会計処理されます。
 - (ステップ1)
金融負債の公正価値の変動を全て純損益を通じて認識します。
 - (ステップ2)
ステップ1で認識された公正価値の変動のうち、負債の信用リスクの変動による公正価値の変動部分は、その他の包括利益に振り替えます。
また、その他の包括利益の金額は、将来、純損益を通じて認識(リサイクル)されることはありません。
- 公正価値での測定が求められる金融負債(企業が公正価値での測定を指定している金融負債とは区別される)については引き続き、全ての公正価値の変動を純損益を通じて認識され、その他の包括利益への振替えは行われません。

公正価値で評価されている負債の測定の例

従来の基準		新しい2ステップアプローチ	
損益計算書		損益計算書	
公正価値オプションに基づく負債		公正価値オプションに基づく負債	
公正価値の変動	100	(ステップ1) 公正価値の変動	100
		ステップ2) 自己の信用リスクに基づく公正価値の変動	(20)
当期の損益	100	当期の損益	80
		包括利益計算書	
		(ステップ2)	
		自己の信用リスクに基づく公正価値の変動	20
		その他の包括利益の変動	20

FASB 金融商品の会計基準 公開草案を公表

2010年5月26日、FASBは金融商品の新しい包括的な会計基準の公開草案「金融商品の会計処理及びデリバティブ商品ならびにヘッジ活動の会計処理の改訂」を公表しました。

当該公開草案では、金融商品の分類と測定および減損についての包括的なアプローチ案、ならびにヘッジ会計の改訂が示されています。

提案されている主な規定

- 分類及び測定
 - 新しい再測定方法で評価されるコア預金負債を例外として、大部分の金融商品の公正価値での測定を要求
 - 公正価値の変動は純利益に認識（公正価値の変動をその他の包括利益に認識することに適格で、かつ、企業がそれを選択した場合を除く）
 - ほとんどの満期保有目的の有価証券など負債性証券の多くは、その他の包括利益処理が適格となる可能性あり
 - 持分法によって会計処理されていない全ての持分投資は公正価値で測定（その他の包括利益処理に適格でない）
 - 複合金融商品（資本部分を除く）については、金融資産全体を公正価値で測定し、公正価値の変動は純利益に認識
 - 公正価値での測定が、資産及び負債の測定上の不一致を生じさせるまたは増加させる場合、償却原価で負債を測定
 - ほとんどの短期債権債務は償却原価で測定
- 減損及び受取利息の認識
 - その他の包括利益処理または償却原価が選択される金融資産には、単一の信用減損モデルが適用
 - 信用の減損は、企業が契約で定められたキャッシュフローの全額の回収が見込めない場合、純利益で認識
 - 発生が確実な事象を待たずに損失を認識できるが、キャッシュフローの回収可能性の現行条件の影響を考慮
 - 各報告期間末に、信用の減損の最善の見積額を決定

- ヘッジ会計
 - その他の包括利益処理または償却原価が選択されている金融商品に適用される
 - ヘッジ会計の適格性について、ヘッジ関係が合理的に有効であることが要求されるのみで、有効性が高いことが要求されなくなるため容易になると考えられる

IASBとのコンバージェンスの状況

- FASBの公開草案とIASBの検討結果は大きく異なっています。
- IASBで最終化された金融資産に関する分類と測定のアプローチ（IFRS 9）では、公正価値による測定とともに、一定の条件を満たした場合に償却原価による測定を容認しています。
- 一方、FASBの公開草案では、その他の包括利益としての処理に適格な金融商品については、公正価値による測定が要求されています。
- IASBでは、FASBの公開草案とは異なる減損および利息認識モデルを提案しており、さらに今後、ヘッジ会計に関する独自の提案を実施する予定です。

今回の提案は、金融商品を保有または発行しており、ヘッジ会計を適用している全ての企業に影響を及ぼしますが、特に金融機関には大きな影響を与える可能性があります。

IASBはボードメンバーに対して、当該公開草案の内容に対するコメントの提出を求めており、FASBにとって、IASBから受け取るフィードバックは、FASBの今後の公開草案の再検討や、必要事項の最終化プロセスにとって重要なものとなります。

また、IASB自体も今後のIFRSと米国会計基準の調整過程で、当該フィードバックを利用することを想定しています。

IFRSプロジェクト 事例紹介

- IFRSプロジェクト の進め方

① プロジェクトの 立ち上げ

早いもので、2010年がスタートして既に1年の半分以上が過ぎようとしています。3月決算の会社では、2009年度決算を終え、さらに株主総会を終えようとしているタイミングかと思いますが、このタイミングから、多くの上場企業がIFRSの適用に関する具体的な検討を開始されているようです。

そこで、この項では今回から数回にわたって、IFRSを適用するためのプロジェクト(以下、「IFRSプロジェクト」と称します)について、その進め方や、よく話題になる情報システム(以下、「システム」と称します)との関係などについて述べていきたいと思います。

IFRSプロジェクトの目的

IFRSプロジェクトは、文字通りIFRSという新しい会計基準の適用にあたって必要な検討を行うプロジェクトです。新しい会計基準を会社が採用するとなれば、当然にどのような場面でどのような仕訳を記帳するのかを、新しい会計基準に準拠して決定していくことが必要です。しかし、IFRSプロジェクトで検討すべきことはそれだけではありません。会社の経営者は、IFRSの適用により、会社の財務諸表にどのような影響があるのか、資産価額や利益がどれだけ変動するのかを把握し、投資家への説明責任を全うする意識を持つことでしょう。

あるいは新しい会計基準を適用するには、その基礎となる会計数値を算定するために会社の業務プロセスを変更しなければならぬ可能性もあり、そのような場合、どのような変更が必要になるかが気になるところです。さらに、IFRSという国際的に共通の会計基準を採用するのであれば、それに関連付けて、併せて取り組むべき他の課題の有無を検討することも必要でしょう。

このようにIFRSプロジェクトでは様々な目的が考えられますが、取り組みの視点から、概ね「[図表1] IFRS プロジェクトの目的」の3つに整理できると考えられます。「1. 財務の視点」と「2. 業務プロセスの視点」は、IFRSの適用上避けては通れない取り組みと考えられます。一方で、「3. 経営改革の視点」で、何をどこまで実施するのかは、会社の状況によって異なり、一般論として「こうすべき」ということは言えません。

IFRSプロジェクトの実施にあたり、IFRSを適用することで、会社にどのような影響があるのか、経理部門やシステム部門ではどのような取り組みをすべきなのかという質問を受けることがよくあります。[図表1]の1と2では、業界ごとの一般論としての説明が可能ですが、3に関しては全ての企業に共通の「正解」はないと考えられます。

【図表1】IFRSプロジェクトの目的

1. 財務の視点
 - IFRS適用に際し、会社が採るべき会計処理方針を定める
 - 新しい会計処理を具体的な経理業務に反映する(グループ会計マニュアルの作成と展開)
 - IFRSを適用した場合に、会社の財務指標がこれまでどのように変化するのかを確認する
 - IFRS適用時の会社の財務指標が、会社の中期経営改革等の資料へ与える影響を特定し、社内外の利害関係者への説明を行う
2. 業務プロセスの視点
 - IFRSをベースとした会計処理方針を策定するにあたり、その実現可能性の観点から現状の業務プロセスを調査して具体的な影響や実現難易度を確認する
 - IFRSをベースとした新しい会計処理を実現するために必要な業務プロセスやシステム領域を洗い出し、必要な変更を定義する
3. 経営改革の視点
 - IFRS適用を契機として、併せて取り組むべき業務プロセス上及びシステム上の課題を洗い出す
 - 決算早期化等経理業務の効率化
 - グループシェアード化を視野に入れた経理業務の標準化
 - 経営管理の高度化
 - 上記実現のための会計システム改革 等
 - 課題への対応策として取り組むべき事項を定め、当該事項を実行する

IFRSプロジェクト 事例紹介

- IFRSプロジェクト の進め方

① プロジェクトの 立ち上げ (続き)

予備調査(Phase 1)

前述の通り、IFRSプロジェクトの目的は会社の状況によって異なります。特に、「3. 経営改革の視点」では、会社が何をどこまで実施するのかを定めなければなりません。

IFRSプロジェクトでは最初のフェーズで何をどこまで実施するかを検討します。これをPwCでは「予備調査フェーズ(Phase 1)」と呼んでいます。このフェーズを開始することがIFRSプロジェクトの立ち上げ段階にあたります。本誌("IFRS 10 Minutes")では、毎号の最後に下記[図表2]と同じ図表でPwCによるサービスのご紹介をしていますが、この「予備調査」によって、Phase 2やPhase 3の期間や取り組み範囲、スケジュールが定められます。

【図表2】 PwCの3フェーズ・アプローチ

Phase 1	Phase 2	Phase 3
予備調査	IFRSの適用 会計／業務プロセス／情報システム	定着化

予備調査(Phase 1)立ち上げの事例

それでは、「予備調査(Phase 1)」自体をどのように立ち上げるのでしょうか。既に予備調査を開始し、あるいは完了させている上場会社は数多くありますが、そのいくつかの事例をご紹介します。

A社の事例

A社では、前述のIFRSプロジェクトの目的のうち、「1. 財務の視点」に重点が置かれました。A社では、ここ数年、事業の拡大や競争力強化のために、いわゆるM&Aが複数回実施されてきた背景があり、今後もその施策が継続される予定でした。M&Aを効果的に実施するには財務的な基盤の確保、すなわち資金調達を迅速に行う必要があり、常に投資家を意識することが最重要と考えられました。この結果、プロジェクトは財務部門の一部のメンバーが主体となり、これに外部のアドバイザーが加わる形でスタートしました。

その一方で、後続のフェーズにて、通常「予備調査(Phase 1)」で実施されることが多い他の視点での検討を行うために大規模なプロジェクト体制を作って「予備調査(Phase 1)」と、後続フェーズを併せた形でのプロジェクトの継続に繋がっていきました。

B社の事例

B社では、予備調査自体を開始するために、社内のどの部署をどのように関与させていくかについて迷っていました。また、「3. 経営改革の視点」で検討すべき事項が多く、全社的な取り組みにすることが必要であると想定されていたため、まずは、IFRSプロジェクトの重要性を社内で十分に認識してもらう必要がありました。

そこで、「予備調査(Phase 1)」の前半ではIFRSに関する勉強会やワークショップを実施し、IFRS適用に関連すると思われる経理部門、システム部門、販売部門、経営企画部門等のメンバーが、独自にIFRSを研究することを指示することで、自社に適用した場合の影響を考えることに時間を費やしました。併せて「予備調査(Phase 1)」の後半で具体的な影響調査や、今後の取り組みのロードマップ策定に時間を費やし、全体で「予備調査(Phase 1)」の実施に一年近くの時間をかけました。

結果として、B社ではIFRSの適用そのものと、IFRS適用とは直接には関連性のない、グループ会社全体の会計業務・システムを改革し、IFRS時代の到来に合わせた次世代経理インフラの整備をプロジェクトのゴールとすることが決定されました。その背景には、IFRSの適用と、経理業務・システムの改革に同時に取り組むことで、それぞれに別々に取り組むことによって発生するであろう重複作業とそれに伴う投資を回避したいとの判断がありました。

プロジェクト立ち上げのポイント

IFRSプロジェクトへの取り組み方法は、前述の通りどの会社にも共通した「正解」がなく、立ち上げ時にプロジェクト体制の確立、スケジュール策定、予算の確保等の工夫が必要です。仮に、日本での3月決算会社の強制適用が2014年度(2015年3月期)からだすると、比較年度となるその前年度(2013年度)までに新しい経理の仕組みを整備する必要があります。最終的にグループ全体の関与が必要なIFRSプロジェクトにとって残りの期間は3年弱となり、決して十分な時間が残されているとは言えない時期になりました。いかなる形であれ、「予備調査(Phase 1)」を実施することで、会社として何をいつまでに実現すべきかを明確にし、プロジェクトの実質的な立ち上げを検討する時期であるといえるでしょう。

経済産業省 企業財務委員会中間報告書を公表

経済産業省は、2010年4月19日、主要企業の財務担当役員(CFO)等により構成される「企業財務委員会」において、平成21年11月から平成22年3月までに行われた検討結果を「中間報告書」として取りまとめました。

この中間報告書のなかでは、コンバージェンスに係る国内制度のあり方と2012年のIFRSの強制適用判断に向けて検討が必要となる事項が今後の課題となることが示されています。

金融庁 国際会計基準(IFRS)に関する誤解を公表

金融庁は、2010年4月23日、「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」を公表しました。

このなかで、国際的な財務活動又は事業活動を行う一定の上場企業の連結財務諸表について、平成22年3月31日以後終了する連結会計年度から、任意に国際会計基準(IFRS)を適用することができる一方、IFRSに関して、一部に「誤解」を招く情報が流布されているのではないかと指摘を受けて、11の全般的事項および6の個別的事項について解説することで、専門家でない関係者にも理解を得ることを目的としている旨の見解が示されています。

IASBとASBJ 日本におけるIFRSとのコンバージェンスとIFRS導入に関して協議

IASBとASBJは、2010年4月27日、28日の両日、第11回定期協議を開催し、日本におけるIFRSとのコンバージェンスとIFRS導入の準備状況等を検討しました。

両者は双方のコンバージェンス・プロジェクトの最新状況を確認し、議論の多いテーマに関して協議を行うとともに、IASBとASBJが現在取り組んでいるコンバージェンス・プロジェクトのうち、日本の市場関係者が大きな関心を持っている「金融商品(減損、ヘッジ会計)」、「収益認識」、「財務諸表の表示」のそれぞれについての意見交換も行われました。

IASBがIFRSs年次改善2008-2010を公表

IASBは、2010年5月6日、最新のIFRSの年次改善プロジェクトを公表しました。年次改善プロジェクトでは、緊急性はないものの必要な修正をIFRSsについて行うもので、今回の公表は、主として2009年8月に公表された公開草案(2009年10月発行 10 Minutes Vol. 3で解説)に対する最終的な決定を示したものです。

最終的に6つの基準(IFRS1、IFRS3、IFRS7、IAS1、IAS27、IAS34)と1つのIFRIC(IFRIC13)について修正がされ、これらの改訂は、原則として、2011年1月1日以後開始する事業年度から適用される予定(早期適用も可能)です。

IFRSの任意適用第1号の事例

日本電波工業(株)は、2010年5月13日、IFRS(指定国際会計基準)に基づく2010年3月期の決算を発表しました。これは日本での公開会社のIFRS任意適用の最初の事例となります。

同社は、従来、海外向けアニュアルレポートに掲載している連結財務諸表をIFRSを適用して作成していたため、2010年3月期のIFRSの任意適用は、「IFRSの初度適用」には該当せず、「IFRSの初度適用」の際に要求される「前連結会計年度の期首連結財政状態計算書」と「日本基準からIFRSへの移行に伴う前連結会計年度の差異調整表」は作成されていない旨が、決算短信にて開示されています。

How PwC can help

PwCがお手伝い できること

1. 研修サービス

IFRSの規定の解説に加え、業種特有の論点や欧州での適用事例などを豊富に取り上げた研修会を実施いたします。また、貴社固有の論点についてのディスカッションも行います。

2. 予備調査・コンバージョン支援サービス

(1) IFRSクイックレビュー

企業がIFRS適用にあたって解決すべき課題を6つの観点（業務プロセス、システム、組織、内部統制、教育制度、管理会計）から整理し、これらの課題について、解決の方向性とコストの概算等を提示します。

本格的な予備調査を実施せず、簡易的にIFRS適用の影響を把握したい会社へのサービスです。

(2) 予備調査

IFRSの適用を検討するために必要な調査を行います。財務数値への影響のみならず、業務プロセスやシステム、事業計画などIFRS適用がもたらす影響の概要を把握し、IFRS適用までの実行計画案を策定します。

(3) IFRSコンバージョン支援サービス

IFRSの適用プロセスをいくつかのサブフェーズに区切り、IFRS適用後の会計処理方針策定、グループ会計マニュアル作成、必要な業務プロセス改革、システム改修／構築等、貴社のIFRS適用を全面的に支援します。

3. 会計基準適用アドバイザー・サービス

新会計基準の適用方法や新規取引、特定案件への会計基準の適用について技術的支援を行います。IFRS適用前においては、IFRS導入を見据えたアドバイスを提供します。

4. 財務報告プロセス改善支援サービス

グループ会計マニュアルの作成・導入や決算早期化、決算プロセス効率化・標準化など、グループレベルでの財務報告体制の改善について、J-SOX対応を図りつつ支援します。

5. 業務プロセス改善支援サービス

IFRS適用により影響を受ける広範なシステム・業務プロセスについて、IFRS適用の実現を図る取組を支援します。また、IFRS適用を好機に行うさまざまな業務改革についても全面的に支援します。

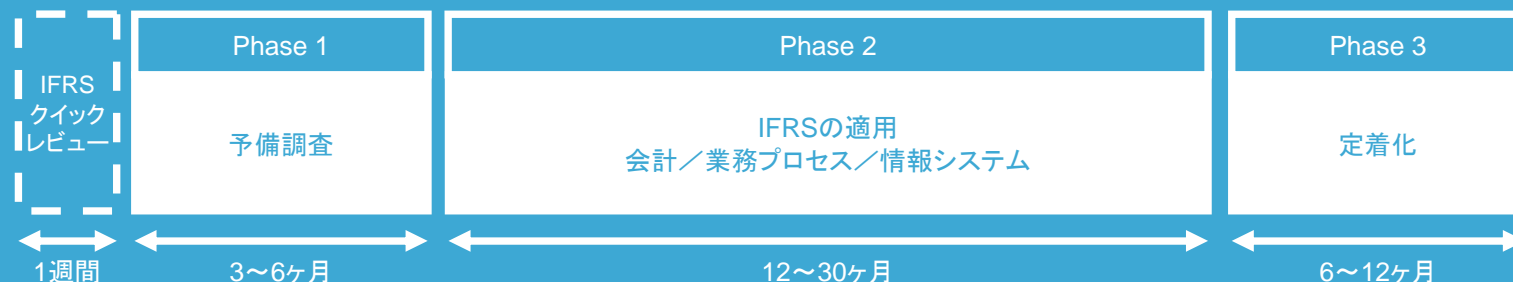
6. 連結システム・会計システム等導入支援サービス

IFRS適用後の業務を効率的に運用するために必要な連結システム・会計システム及び様々な業務システムの導入を構想立案・要件定義から実際の導入運用までを全面的に支援します。

7. IASBの動向についての情報提供サービス

IASBの公表するディスカッションペーパー、公開草案等の情報およびその解説をいち早く提供します。

PwCの3フェーズ・アプローチ



Contact us

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

あらた監査法人

プライスウォーターハウスクーパース株式会社

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

PwC Japan IFRS情報提供ウェブサイト:

<http://www.pwcjp-ifrs.com>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

電話: 03-3546-8192

E-mail: aarata.ifrs@jp.pwc.com

責任者: 木内 仁志

担当: 秀嶋 沙弥